

本県における分権推進のための課題解決の方向について（案）

○ はじめに

平成 19 年度に岩手県分権推進会議で検討してきた本県における分権推進のための課題解決の方向について、以下のとおり取りまとめ、平成 20 年度以降、これを踏まえ、具体的な取組みを進めていくこととする。

1 地方分権改革の基本的考え方（国から地方へ）

- (1) 国際競争力の維持など、国として取り組まなければならないことがあることを踏まえ、国、地方を通じた望ましい地方分権改革のあり方を追求しながら、国に対して、出先機関（地方支分部局）の事務権限を含め、さらに、大幅な移譲を求めていく。
- (2) 地域の実態に応じた地域づくりや地域コミュニティの維持・再生の課題などに対応するためには、地域の自立が必要である。そのためには、国に対し、これまでの「自治行政権」と「自治財政権」に加え、今後は「自治立法権」の確立を目指し、具体的に提言していく。
- (3) 機関委任事務時代に制定された現行法は、「義務付け・枠付け」が強く、地方政府と中央政府の関係が本来の趣旨に沿った形になっていないことから、国に対して「あるべき法律状態」を提言していく。
- (4) 国の制度改正により、保健師などの新たな人員増を招いてきているが、地域の実情に応じた政策を実施していくことができるためには、こうした国による制約をできるだけ少なくするよう、国に対し、必要に応じて提言していく。
- (5) 本県においては、住民の視点に立って、市町村と県の役割分担を整理しながら、市町村優先の行政システムの確立を目指していくことを基本とするが、現在、国や全国知事会において検討されている道州制のあり方についても十分留意していく。

2 分権改革の進め方（県から市町村へ）

- (1) 分権改革は、産業振興により地域の自立を目指す広域振興局体制への移行や、権限・財源に加えて職員を派遣する一括移譲など、本県ならではの、これまでの取組みを生かしながら、住民に分かりやすいよう明快かつスピーディーに進める。
- (2) 県と市町村は、分権改革の意義についての、これまでの議論が十分でなかったとの反省を踏まえ、分権についての公開セミナーの開催などにより、職員の意識改革を行い、併せて広く住民理解を促進していく。
- (3) 権限移譲についての住民理解の促進には、市町村が主体的に取り組むことが必要であると考えられることから、県は、「権限移譲モデル市町村」の設置やアドバイスの強化などにより、市町村の意欲が高まるよう支援していく。
- (4) 県は、二重・三重行政を速やかに検証して解消し、市町村への過度の関与を改め、必要に応じて国に対しても是正を要求していく。その際、県と市町村の行政システムの見直しに当たっては、可能な限り明快で、簡素・効率的なものとするにより、新たな二重行政が生じることのないよう配慮していく。
- (5) 各検討部会は、連携して、県や市町村を通じ、行政の一体性や効率性、地域振興へのインセンティブに十分配慮した行政分野別のシステムを構築する。
- (6) なお、市町村と県の役割分担の検討の前提として、市町村では、「自ら治める地方自治体の責任遂行」や「地域住民のニーズに基づく企画立案の実践」に向けた意識の改革のため、市町村の首長や職員に対して学習や研修が繰り返す必要があるとの意見があった。

3 分権型社会に求められる自治体のあり方

- (1) 市町村は、地方分権や権限移譲を進めるため、相当の覚悟と気概を持ち、自己完結能力の向上と行財政基盤の強化・確立に努める。併せて、これまで以上に住民や関係団体と積極的に協働して地域経営を進めるという前提の下で、事務事業を徹底的に見直す。これらについて住民、首長、議会が理念を共有して推進していくこととする。
- (2) 県は、市町村合併の推進により県からの権限移譲を進め、それに応じて

県としての役割である広域事務と補完事務に特化していくべきである。

- (3) 県は、市町村の自立を支援するため、市町村総合補助金などによる地域づくりや、地域コミュニティの維持・再生への支援とともに、市町村合併の推進などによる行財政基盤の強化に取り組んでいく。
- (4) 県は、国と地方の対等・協力の関係の下で、自己決定・自己責任の原則に基づいた行政運営を推進するため、「新しい地域経営の計画」の改革編において、職員の意識改革と組織力を最大限発揮できる体制づくりを進める。
- (5) 県と市町村は、職員が地方分権改革の意義を正確に理解できるよう研修やセミナーなどを開催しながら「分権時代に対応できる職員づくり」を推進するとともに、県・市町村を通じた人材の育成・活用に取り組んでいく。
- (6) なお、分権の根本的な部分として、「何故地方分権が必要なのか。分権型社会とは何か。市町村職員は何をなすべきか。住民の生活はどう変化し、何が便利になり、どんな不利益が生じるのか。」等々について、十分な議論（学習）をしていくべきとする意見があった。

4 役割分担や権限移譲等のあり方

- (1) 県と市町村は、市町村・県・国の役割分担や事務配分の見直しについて、抜本的に、かつ、スピード感を持って取り組んでいくこととし、この過程において、できるだけ情報公開と県民（住民）の参加の機会を設けていく。
- (2) 市町村が住民に身近な行政サービスを現場で担えるよう権限移譲を迅速に進めるとともに、一方、県は、広域振興局体制への移行により、広域的な産業振興など、県の役割である広域事務等に的確に対応できる体制を整備する。
- (3) 県は、産業振興や社会資本整備などの広域事務について、シンクタンク機能、専門性を強化していくこととし、市町村へ移譲した事務権限については、できるだけ市町村で専門性を確保することを基本しつつ、市町村で対応できないレベルの専門性については、県として十分に支援をしていく。
- (4) 分権は、地域住民の利便性の向上と自立を促すものであるが、移譲対象とする事務権限については、市町村と県の間を強化しながら、住民の視点や事務の完結性、市町村の行政基盤の強化といった観点から、県の事務事業を

総点検し、現場の実態に配慮しつつ、適切に選定する。

- (5) 県から市町村への権限移譲は、市町村と県の協議・合意の下に進めるとともに、住民にとって真に望ましいものか、移譲後においても住民の声をフィードバックしながら、市町村と県が共同で移譲の効果や課題について検証する。

5 行政と民間・住民の協働

- (1) 今後、分権を進めていくうえで、住民の意思により行政を運営するという「住民自治」の原点に立ち返って、主体的な住民参加を促進していくことが不可欠であり、一義的に住民に身近で総合行政の担い手である市町村が協働の主体となることを前提に取組みを進めていく。
- (2) 県は、「新しい地域経営計画」の中で、県民サービス向上の視点に立ち、岩手型の市場化テストの導入や、指定管理者モニタリングなど、民間力が発揮できる体制づくりに取り組むとともに、市町村における NPO 等との協働の取組みを支援していく。
- (3) 県と市町村は、民間との真の協働を実現するため、公共サービス提供の担い手である地縁組織や NPO 等との協働によってこそ、質が高く柔軟なサービスの提供ができることなどについて県民の理解を進めていく。
- (4) 県は、住民主体の地域づくりを支援するため、市町村と連携して「草の根コミュニティ」の維持・再生に取り組むとともに、地域リーダーを養成するため、「草の根コミュニティ大学」を開催する。

6 市町村の広域連携や合併等のあり方

- (1) 市町村が、その規模体制から個別に受け入れが難しい事務や、例えば医療保険のように全県的に一定の水準を確保する必要がある事務については、周辺市町村との広域的な連携の強化により担えるよう県も支援していく。
- (2) 県の小規模町村への補完のあり方については、今後の市町村合併の進展状況を十分に見極めるとともに、国における検討の状況等も踏まえながら、検討を進めていく。
- (3) 県は、市町村合併は分権改革と方向を一にするものとの共通認識の下に、

合併構想市町村の実現を目指す方向で、平成 19 年 8 月に岩手県合併推進審議会に「合併市町村における合併効果の検証」、「合併協議会設置勧告のあり方」を諮問しており、引き続き地域における議論の喚起や材料の提供をしていく。

7 自治体における政策法務の必要性等

- (1) 県や市町村が、地域ニーズや地域活性化の視点に立った創造性、独創性のある条例の制定ができるようになるためには、基本理念を構築、共有し、それを指針や計画で具体的に表現し、それに沿った周到な戦略に基づくシナリオを描く必要がある。県は、その核となる職員の政策法務能力を高める研修や手引書作成等を行うとともに、市町村の研修等を支援していく。
- (2) 県は、行政手続法の制定(1993年)と行政事件訴訟法の改正(2004年)、改正予定の行政不服審査法(2008年ごろ)の内容を十分に理解し、それに基づく解決能力を有する職員を養成していくとともに、市町村にも支援を行っていく。
- (3) 県は、例えば自治基本条例を制定するなど、拡大された条例制定権や法環境を最大限に生かして活動する市町村が、自主的・自立的に活動できるようなインセンティブを創設することなどにより支援していく。

8 その他(個別的事項)

- (1) 国や県から市町村への各種調査は、調査結果とその利用方法を全市町村の共有財産として積極的に公開・共有していくとともに、活用されていない報告、重複する調査等の廃止・簡素化を進め、本来の仕事に専念できるよう国への制度改正要望を行う。
- (2) 振興局等の再編に伴い、不要となった建物などの資産を市町村が有効に使えるような仕組みが必要である。近隣の市町村等への情報提供を行いながら、連携して建物を有効活用していく。
- (3) 市町村と県が連携して、地域における有効な施策を推進するためには、県職員が地元の首長のまちづくりの考え方を総合的に理解することが重要であり、現在、一部で行われている「管内首長からまちづくりの想いを聞く会」の開催などの取組みを広げていく。

○ まとめ

- (1) 第1次分権改革以降、地方自治体は、自治立法権、自治解釈権、自治財政権を拡大してきたが、この自由を積極的に活用することにより、はじめて住民本位の政策が実現し、分権改革の効果が波及し、県民に実感されるものとなる。
- (2) また、市町村が真の意味で自立することにより、県の市町村への補完事務は最小限にとどめられ、県は産業振興などの広域事務に経営資源を集中していくことができる。その結果、県・市町村を通じた効率的な行政システムの構築と一層の発展が可能となるものと考えられる。
- (3) さらに、県及び全市町村が、例えば政策法務能力を高めて自治立法権を活用し、自治基本条例の制定などに取り組むことなどにより、連帯しながら、それぞれに特色のある分権改革を進めていくことが必要ではないか。
- (4) 今後、住民本位の行政サービスが実現し、すべての県民が、分権改革の効果を実感できるよう、県と市町村は、第1次地方分権改革の成果を最大限に活用するとともに、第2次地方分権改革に向けて国に対して積極的に提言を行う。さらには、岩手県分権推進会議において議論を尽くし、本県における分権改革を強力に推進していくこととする。